

※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印			

受付印

令和 年 月 日

茅ヶ崎市長 殿

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地 <small>本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記</small>			事業種目					
	(電話 )		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
法人名			前期末現在の 資本金等の額					
(ふりがな) 代表者 氏名	(ふりがな) 経理責任者 氏名							

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額				
		十億	百万	千	円	
前事業年度又の法人税割額(⑨の金額)		①				00
予定申告税額 ( ①×前事業年度の月数 )		②				00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③				00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④				00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤				月
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億	百万	千	円 00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥		⑦				00

当 該 市 町 村 内 に 所 在 す る 事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等		当 該 市 町 村 分 の 均 等 割 の 税 率 適 用 区 分 に 用 い る 従 業 者 数
名 称	事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等 の 所 在 地	
		人

合 計

⑧

前事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		・	・		
(特別控除戻税額等)		十億	百万	千	円		
課税標準となる法人税額	⑨	( )					
法人税割額	⑩						
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪						
税額控除超過額相当額の加算額	⑫						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額	⑬						
外国の法人税等の額の控除額	⑭						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯						
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰						
⑰のうち特別控除戻税額等に係る法人税割額	⑱						
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲						
		指 場	区 名	※区 コード	月数	従業者数	均等割額
		定 合				人	円
		都 の					00
		市 に					00
		⑥					00
		の					00
		申 告					00
		す					00
		る					00
		算					00

関与税理士署名 (電話 )

◎茅ヶ崎市の法人市民税の税率は次のとおりです。

法人 税割	資本金等の額	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後 令和元年9月30日以前 に開始する事業年度	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度
	10億円以上の法人	8.4%	12.1%	14.7%
	5億円以上10億円未満の法人	7.2%	10.9%	13.5%
	5億円未満の法人等	6.0%	9.7%	12.3%

均 等 割	区	分	税 率 (年 額)
	資本金等の額	市内の事務所等の従業者数	
	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
		50人以下のもの	410,000円
	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円
		50人以下のもの	410,000円
	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円
		50人以下のもの	160,000円
	1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円
		50人以下のもの	130,000円
	1千万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円
		50人以下のもの	50,000円
	資本金(出資金)の額を有しない法人		50,000円

### 第20号の3様式記載要領

- この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用してください。
- この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- ※印の欄は記載しないでください。
- 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 「予定申告税額  $\left( \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度又の月数}} \right)$  ②」の欄は、①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。  
\* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。
- 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。
- 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。